東京都中央卸売市場豊島市場関連事業者募集要項

東京都中央卸売市場豊島市場関連事業者の募集について、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年 12 月１日東京都条例第 144 号。以下「条例」という。）、東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和 46 年 12 月 27 日東京都規則第 273 号）及び関連事業者の募集等に関する要綱（平成６年９月 26 日付６中管経第 342 号）に基づくほか、本要項に基づくものとします。

１　市場の名称及び位置

名　　称　　東京都中央卸売市場豊島市場

位　　置　　東京都豊島区巣鴨五丁目１番５号

２　募集する業務の種類及び事業者数

業務　物販・飲食業務

種類　飲食業

内容　飲食業

募集　１業者

３　店舗の位置及び面積（位置は別図を参照）

関連事業者営業所（豊島市場４号館１階）　７０．４㎡

４　募集受付

（１）受付期間

令和８年２月２７日（金）から令和８年３月５日（木）まで

（ただし、土日及び祝日を除いた平日のみ）

（２）受付時間

受付期間の午前９時から午後３時まで

（３）受付場所

東京都豊島区巣鴨五丁目１番５号

東京都事務室（４号館３階）

※申込書様式は東京都事務室にて配布するほか、東京都中央卸売市場ホームページにも掲載しています。

５　応募手続き

申込書に別紙１に掲げる書類を添付して提出してください。ただし、ＵＳＢ等によるデータ提出はできません。また、郵送その他配送による申込は不可とします。

また、書類に不足等があった場合、受付けることはできません。加えて、提出後の書類の差替え又は修正は認めませんので、本要項の内容を十分にご確認の上、提出してください。

提出書類は審査結果の合否に関わらず返却いたしません。

6　説明会及び店舗見学会

以下のとおり、受付期間の開始前に説明会を実施します。また、説明会では募集対象店舗の見学会を実施します。

（１）日時　　令和８年２月２６日（木）　午後１時３０分

（２）場所　　東京都豊島区巣鴨五丁目１番５号

東京都中央卸市場豊島市場　４号館３階　東京都会議室

7　資格要件

上記説明会への参加を申込の要件とします。

（１）応募者が個人の場合

ア　業務資金を 300 万円以上有している者

イ　応募対象の業務経験を３年以上有している者

ウ　使用許可後６か月以内に法人化（応募者が法人の代表者とならなければならない。）に努めること。

エ　条例に定める次の欠格条項に該当していない者

（ア）破産者で復権を得ないものであるとき。

（イ）拘禁以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。

（ウ）条例第 64 条第１項、第２項又は第４項の規定により、市場施設の使用許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

（オ）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（カ）その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

（２）応募者が法人の場合

ア　業務資金を 300 万円以上有している者

イ　応募対象の業務経験を３年以上有している者

ウ　条例に定める次の欠格条項に該当していない者

（ア）破産者で復権を得ないものであるとき。

（イ）拘禁以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。

（ウ）条例第 64 条第１項、第２項又は第４項の規定により、市場施設の使用許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。

（エ）法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。

（オ）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（カ）その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

８　選考方法

応募者に対する選考は、次により行います。

（１）書類審査

応募時の提出書類

（２）面接

業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、事業計画（実現性、将来性等）、市場に対する理解度等について、口述式により行います。

９　面接日時及び場所

（１）日時　令和８年３月中旬　書面により通知します。

書類審査不合格者には通知しません。

（２）場所　東京都豊島区巣鴨五丁目１番５号

東京都中央卸売市場豊島市場　東京都会議室（４号館３階）

（３）出席者　代表者１名のほか役員等１名の出席が可能です。（経営状況等を含む会社運営全般の質疑応答が可能な方の出席をお願いします。）

10　選考結果

応募者への合否の通知は、面接実施から２週間を目途に書面で行います。

11　その他

（１）本募集において、豊島市場の取扱品目である青果物を扱う業務については、施設の使用を許可することはできません。

（２）この選考により合格した者は、関連事業者として内定したものとします。

ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、内定を取り消すことがあります。

（３）条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、施設の使用開始時までに改めて行います。使用許可の開始日は、内定者から提出された申請書類等に基づき、東京都で承認後速やかに通知します。

（４）営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に造作工事の申請に対する承認を受けた上で、内定者が自身の負担で用意する必要があります。必要な造作工事は内定者の造作申請図案に基づき、東京都の承認を経て施工することとします。

（５）ガス、水道等の利用に関しては、内定者自身で造作及び関係各所と契約を行う必要があります。

（６）施設使用料、市場保証金については別紙２を参照してください。

（７）営業に必要な免許及び許可については次のとおりとします。

ア　食品衛生法に基づく営業許可や届出は、取扱品目、営業の形態により、食品衛生法に基づく営業許可の取得や届出が必要な場合があります。営業許可を取得する場合は、内定者自身が定められた施設基準に合致した造作をする必要があります。

イ　食品衛生法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じた上で営業を行う必要があります。

12　問合せ先

東京都豊島区巣鴨五丁目１番５号
東京都中央卸売市場豊島市場
電話０３（３９１８）０３０１

別紙１

申込書に添付する書類

１　応募者が個人の場合

（１）関連事業者応募申込書（申込書の押印欄は（６）の印を押印）
（２）履歴書（別記第２号様式）及び写真（代表者のもの）
（３）資産調書（別記第６号様式）
（４）住民票の写し（申込日前３カ月以内に発行されたもの）
（５）区市町村長の発行する身分証明書（申込日前３か月以内に発行されたもの）
（６）印鑑証明書（申込日前３カ月以内に発行されたもの）
（７）事業開始の日以後２年間の事業計画書（別記第７号様式）
（８）応募者が、条例第４３条第５項第２号、第３号、第５号、第７号及び第８号に該当しないことを誓約する書面（別記第４０号様式）
（９）金融機関発行の直近の預金残高証明書（申込日前１か月以内に発行されたもの）
（10）直近年度の所得税の確定申告書の写し

２　応募者が法人の場合

（１）関連事業者応募申込書
（２）定款又は規約の写し
（３）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（申込日前６か月以内に発行されたもの）
（４）貸借対照表（直近２年間分）
（５）損益計算書（直近２年間分）
（６）事業開始の日以後２年間の事業計画書（別記第７号様式）
（７）株主（社員）名簿（別記第９号様式）
（８）役員名簿（別記第１０号様式）
（９）法人の印鑑証明書（代表取締役印）（申込日前３か月以内に発行されたもの）
（10）業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書（申込日前３か月以内に発行されたもの）
（11）法人の代表者の履歴書（別記第２号様式）及び写真
（12）業務を執行する役員が条例第４３条第５項第２号、第３号及び第５号から第８号に該当しないことを誓約する書面（別記第４０号様式）（（３）に記載のある役員全員分）
（13）法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（申込日前１か月以内に発行されたもの）
（14）直近の法人事業税の納税証明書

別紙２

施設使用料及び市場保証金について

条例等に基づく、施設使用料及び市場保証金は下表のとおりとします

表

場所及び面積	適用使用料 （税込）※１	使用料月額 （税込）※２	市場保証金 ※3
４号館３階関連事業者店舗 （70.4 ㎡）	関連事業者営業所 （2,431 円/㎡/月）	171,142 円/月	684,000 円

※１　今回の公募は関連事業者営業所であり、事務室や倉庫等としての使用は不可とします。

※２　このほかに、造作による空調室外機などを設置する場合は、別途月額使用料がかかります。

※３　保証金は月額施設使用料の４カ月分（1,000 円未満切捨て）となるため、造作により設置する設備のため月額使用料が増額となる場合は、上記金額に加算されます。

別図

【市場位置図】
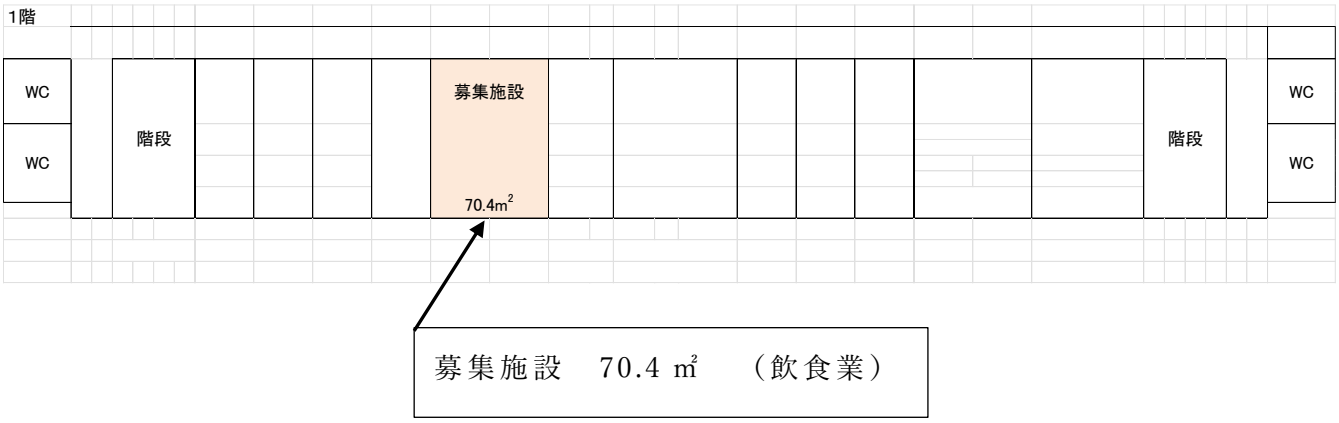
【４号館１階／関連店舗エリア】